

市第18号議案

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年 9 月 2 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例（平成22年 3 月横浜市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 災害応急対策等派遣手当

第10条を第11条とする。

第 9 条第 2 項及び第 3 項中「第 7 条」を「第 8 条」とし、同条を第10条とする。

第 8 条第 1 項中「災害復旧等のための」を削り、同条を第 9 条とする。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（災害応急対策等派遣手当）

第 8 条 災害応急対策等派遣手当（以下この条において「手当」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を支給する。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規

定する災害が発生した国内の本市の区域以外の地域に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための業務に従事した職員（当該地域を管轄する他の地方公共団体から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受ける者及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定による協定に基づく消防の応援のうち要請を受けずに当該地域に出動した者を除く。） 日額 840 円

(2) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域に派遣され、同法第2条に規定する国際緊急援助活動に従事した職員 日額 4,000 円

2 前項第1号に掲げる職員が災害対策基本法第60条、第61条又は第63条、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第26条その他の法令の規定に基づき、避難勧告、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域において同号に掲げる業務に従事した場合の手当の額は、同号の規定にかかわらず、日額 1,680 円とする。当該区域となった時より前にこれと同一の区域において当該業務に従事したことについて手当を支給することが相当であると市長が認めるときも、同様とする。

3 前項後段の場合において、第1項第1号の規定による額により算定した手当が既に支給されているときは、前項の規定による額により算定した手当からこれを控除した額を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の規定（同条例第8条第

1 項第 2 号の規定を除く。) は、平成23年 3 月11日から適用する。

提 案 理 由

災害応急対策等派遣手当を新設するため、横浜市一般職職員の特
殊勤務手当に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（特殊勤務手当の種類）

第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

(6) 災害応急対策等派遣手当

(7) （本文省略）

(6)

（災害応急対策等派遣手当）

第 8 条 災害応急対策等派遣手当（以下この条において「手当」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を支給する。

(1) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した国内の本市の区域以外の地域に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための業務に従事した職員（当該地域を管轄する他の地方公共団体から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受ける者及び消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条第 2 項の規定による協定に基づく消防の応援のうち要請を受けずに当該地域に出動した者を除く。） 日額 840 円

(2) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和 62 年法律第 93 号）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域に派遣され、同法第 2 条に規定する国際緊急援助活動に従事した職員 日額 4,000 円

2 前項第 1 号に掲げる職員が災害対策基本法第 60 条、第 61 条又は

第 63 条、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 26 条その他の法令の規定に基づき、避難勧告、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域において同号に掲げる業務に従事した場合の手当の額は、同号の規定にかかわらず、日額 1,680 円とする。当該区域となった時より前にこれと同一の区域において当該業務に従事したことについて手当を支給することが相当であると市長が認めるときも、同様とする。

- 3 前項後段の場合において、第 1 項第 1 号の規定による額により算定した手当が既に支給されているときは、前項の規定による額により算定した手当からこれを控除した額を支給する。

（臨時特殊業務手当）

第 9 条 市長は、非常災害の場合に臨時に従事する 災害復旧等のた
第 8 条 めの業務その他必要と認める臨時の業務のうち、給与条例第 12 条第 1 項各号のいずれかに該当するもので、その特殊性に応じて特別の考慮を必要とするものに従事する職員には、臨時特殊業務手当を支給することができる。

（第 2 項及び第 3 項省略）

（支給方法）

第 10 条 （第 1 項省略）
第 9 条

2 第 4 条から 第 8 条
第 7 条 までに規定する特殊勤務手当の額は、勤務の状況により、他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、これを減額して支給し、又は支給しないことができる。

3 市長は、職員が第 4 条から 第 8 条
第 7 条 までに規定する 2 以上の業務に従事した場合は、当該業務に係る第 4 条から 第 8 条
第 7 条 までに規定する特殊勤務手当の額を超えない範囲内において、それぞれの当

市第 18 号

該特殊勤務手当の額を調整して支給することができる。

(第 4 項省略)

(委任)

第 11 条
第 10 条 (本文省略)